

3. 港湾区域内の水域又は公共 空地の占用料及び土砂採取料

(令和元年 10 月 1 日実施)

名 称	区 分		単 位	金 額	
水域占用料	工作物を設置して 占用する 場合	1 栈橋（ドルフィンを含む。）、浮 栈橋、係船くい、荷役機械その他 の工作物（2 から 5 までに掲げる 工作物を除く。）	1 月 1 平方メートルにつき	56 円	
		2 信号標又は係船浮標	1 月 1 基につき	226 円	
		3 管類	イ 外径 1 メートル未満	1 月 1 メートルにつき	13 円
			ロ 外径 1 メートル以上	1 月 1 メートルにつき	17 円
		4 線類	1 月 1 メートルにつき	7 円	
	5 柱類（係船くいを除く。）	1 月 1 本につき	56 円		
	工作物を設置しないで占用する場合	1 月 1 平方メートルにつき	23 円		
公共空地 占用料			1 月 1 平方メートルにつき	56 円	
土砂採取料			1 立方メートルにつき	220 円	

4. 港湾環境整備負担金

緑地などの整備・維持、港湾における漂流物の除去に要した費用の 2 分の 1 を限度として、臨港地区、及び港湾区域の事業場面積の合計が、敷地面積 1 万平方メートル以上の事業者にその負担を求める制度です。

詳細は、名古屋港管理組合港営課庶務係（TEL:052-654-7873）までお問い合わせください。